

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食品の物価高騰に対する特別加算	食料品等物価高騰対策支援事業	①食料品等の物価高騰に対応し、地域商品券を配布することで住民生活を支援する。 ②町民への地域商品券の配布及び事務費 ③地域商品券: 全町民17,228人×単価5千円=86,140千円 事務費: 6091千円 事務費内訳: 需用費(印刷製本費、事務用品等)、役務費(郵送料等)、業務委託料、人件費 ④R8.1.1現在の住民基本台帳に登録がある個人(17,228人)	R8.2	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰による学校給食費補助事業(R6補正対象分)	①物価高が続く中で、物価高騰による影響が家計に直面する子育て世帯に対し小中学校の給食費を補助することにより、保護者負担の軽減を図る。 ②小学校1年生から中学校3年生までの第1子・第2子の児童生徒に対し、給食費の1/2を補助、第3子以降の児童生徒に対し全額補助する経費(教職員分は除く) ③【補助金】26,164千円(うち、R6補正対象分18,243,000円) 第1子 小1年生 45人×28,350円=1,275,750 第1子 小2～6年生 257人×29,700円=7,632,900 第1子 中1～3年生 250人×34,650円=8,662,500 第2子 小1年生 38人×28,350円=1,077,300 第2子 小2～6年生 164人×29,700円=4,870,800 第2子 中1～3年生 27人×34,650円=935,550 第3子以降 小1年生 5人×56,700円=283,500 第3子以降 小2～6年生 24人×59,400円=1,425,600 ④小中学生児童生徒	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰による学校給食費補助事業(R7予備費対象分)	①物価高が続く中で、物価高騰による影響が家計に直面する子育て世帯に対し小中学校の給食費を補助することにより、保護者負担の軽減を図る。 ②小学校1年生から中学校3年生までの第1子・第2子の児童生徒に対し、給食費の1/2を補助、第3子以降の児童生徒に対し全額補助する経費(教職員分は除く) ③【補助金】26,164千円(うち、R6補正対象分18,243,000円を除く) 第1子 小1年生 45人×28,350円=1,275,750 第1子 小2～6年生 257人×29,700円=7,632,900 第1子 中1～3年生 250人×34,650円=8,662,500 第2子 小1年生 38人×28,350円=1,077,300 第2子 小2～6年生 164人×29,700円=4,870,800 第2子 中1～3年生 27人×34,650円=935,550 第3子以降 小1年生 5人×56,700円=283,500 第3子以降 小2～6年生 24人×59,400円=1,425,600 ④小中学生児童生徒のうち、R6補正対象分を除くもの	R7.4	R8.3
4	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害者施設等物価高騰対策支援事業	①光熱水費や物価高騰に対応し運営費に対する補助を行い、障害者施設等を運営の負担を軽減する ②町内障害者施設に対する補助金 ③補助額 3,456千円 入所施設 19,300円/1人×40人=772,000円、GH 7,300円/1人×102人=744,600円、障害者通所事業所 219,500円/1事業所×6事業所=1,317,000円、障害児通所事業所 179,350円/1事業所×3事業所=538,050円、居宅介護事業所 28,200円/1事業所×3事業所=84,600円 ④町内障害福祉サービス事業者 24事業所に対し、町民の利用者数または事業所数に応じて補助する	R8.2	R8.3
5	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育所等物価高騰対策支援事業	①光熱水費や物価高騰に対応し運営費に対する補助を行い、保育所等を運営の負担を軽減する ②町内保育所に対する補助金 ③補助額 4,252千円 認可保育所4園 3,668,480円、事業所内保育所1園 255,360円、認可外保育所1園 328,400円 ④令和7年4月1日の定員数に応じて、埼玉県保育所等物価高騰対策給付事業補助金の基準額を参考にR7年度1年分を補助する	R8.2	R8.3
6	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業	①光熱水費や物価高騰に対応し運営費に対する補助を行い、介護サービス事業所等を運営の負担を軽減する ②町内介護サービス事業所に対する補助金 ③補助金 3,261千円 介護老人福祉施設(2事業所) 定員1人あたり5,000円×168人=840,000円 有料老人ホーム(5事業所) 定員1人あたり5,000円×115人=575,000円 サービス付高齢者向け住宅(1事業所) 定員1人あたり5,000円×60人=300,000円 認知症対応型共同生活介護(1事業所) 定員1人あたり5,000円×18人=90,000円 短期入所介護(2事業所) 定員1人あたり5,000円×16人=80,000円 通所介護(3事業所) 1事業所あたり123,000円×3事業所=369,000円 地域密着型通所介護(4事業所) 1事業所あたり61,000円×4事業所=244,000円 訪問介護(4事業所) 1事業所あたり73,000円×4事業所=292,000円 訪問看護(1事業所) 1事業所あたり73,000円×1事業所=73,000円 訪問リハビリ(1事業所) 1事業所あたり73,000円×1事業所=73,000円 通所リハビリ(1事業所) 1事業所あたり73,000円×1事業所=73,000円 居宅介護支援(6事業所) 1事業所あたり36,000円×6事業所=216,000円 福祉用具(1事業所) 1事業所あたり36,000円×1事業所=36,000円 ④町内及び本町と連携協定を締結した事業所 32事業所	R8.2	R8.3

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
7	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	配食サービス事業等物価高騰対策支援事業	①光熱水費や物価高騰に対応し運営費に対する補助を行い、配食サービス事業所等を運営の負担を軽減する ②町内配食サービス事業所に対する補助金 ③補助金 519千円 配食サービスに係る費用のうち、食材費相当の1食あたり320円の2割(64円)を物価高騰分として補助する 昼食 64円×6702食=428,928円 夕食 64円×1,408食=90,112円 ④町内配食サービス事業者 2社	R8.2	R8.3
8	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	堆肥販売物価高騰対策支援事業	①光熱水費や物価高騰に対応し、牛糞堆肥の値下げ販売を行う事業者に対して補助し、農業事業者の経費負担を軽減する ②町内の牛糞堆肥生産団体に対する補助金 ③補助金 150千円 2,500円/1t×60t=150千円 ④町内の牛糞堆肥生産団体 1団体	R8.2	R8.3
9	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	土地改良団体物価高騰対策支援事業	①電気料の価高騰に対応し、土地改良団体に対して補助し運営の負担を軽減する ②町内の土地改良団体に対する補助金 ③補助金 2,252千円 R3年度とR7年度電気料を比較した価格上昇分から国補助金を除いた額 七郷北部375千円、嵐山南部340千円、嵐山中部749千円 北田68千円 志賀318千円 遠山250千円 杉山越畑91千円 三ツ沼61千円 ④町内土地改良団体 8団体	R8.2	R8.3
10	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農業者物価高騰対策支援事業	①光熱水費や物価高騰に対応し運営費に対する補助を行い、認定農業者の負担を軽減する ②農業経営基盤強化促進法により認定された認定農業者に対する補助金 ③補助金 2,230千円 個人の認定農業者 施設野菜を主とする農業者 80千円×5=400千円 畜産を主とする農業者 80千円×2=160千円 概ね10ha耕作する稲作農業者 60千円×4=240千円 その他の認定農業者 50千円×20=1,000千円 法人の認定農業者 概ね10ha耕作する稲作農業者 120千円 畜産を主とする農業者 160千円 認定新規就農者 認定新規就農者 50千円×3=150千円 ④認定農業者 36経営体	R8.2	R8.3
11	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食費負担軽減事業	①学校給食の米飯価格高騰に対応し価格上昇相当額を補助を行い給食費の上昇を抑え、保護者の負担を軽減するとともに児童生徒の健全な成長を支援する。 ②米飯価格相当額補助金 ③補助金 1,200千円 補助金19.58円×63食×児童生徒973人 ④町内小中学校保護者(児童生徒 973人) 教職員の給食費相当は含まない	R7.11	R7.12